

「南越雑話」（五）—翻刻と現代語訳—

「南越雑話」輪読会

二 「南越雑話」中巻—翻刻と現代語訳—

雲和堂

村氏暢

〔校訂〕

①あつき→⑤厚き ①つぎで→⑤継て ①しめさんと→⑤示さんと ①い
とまなし→⑤暇なし

〔注釈〕

○予：後編の作者である福井藩士の村田氏暢（雲和堂）。氏暢については「南越雑話」（一）—翻刻と現代語訳—（『若越郷土研究』六二巻一号）参照。
 ○父純粹叔：氏暢の父で、村田氏純のこと。氏純についても「南越雑話」（一）—翻刻と現代語訳—参照。
 ○南越雑話：「南越雑話 前編」のこと。
 ○童蒙：まだ幼くて物の道理の暗い者。子ども。
 ○文盲：文字の読み書きができないこと。無学なこと。ものを知らないこと。

〔現代語訳〕

南越雑話後編自序
 予か父純粹叔さきに南越雑話を著して予に示す、予謹て是をみるに、
 往時を知る事多し、なんぞかくのことく、父の子を愛する事の厚き
 や、予も又父の志を継て、年來の耳の底に聞ためし事を穿出して、
 後編をなす、其志我党の童蒙に示さんと欲するのみ、しかりといへ
 とも、予もとより文盲なれば、文章を綴るに才たらず、且其実偽を
 訂さんとするに暇なし、只聞まゝに記しぬ、見る人これを訂さは、
 甚幸ならむ
 于時明和九年次壬辰初秋之日

年來これまで耳の底にたまつたことを掘り出して、後編を著す。その志は我が一党の幼き子どもたちに示したいということだけだ。とはいへ、私はもともと無学で文章を綴る才能も足らない。その話の真偽を校訂しようとすると、とても暇がない。ただ聞くままに記す。見る人がこれを校訂してくれれば、とても幸いなことである。

明和九年次壬辰初秋之日

雲和堂 村田氏暢

(角 明浩)

〔校訂〕
①フリテ→⑤振テ ①ヲリテ→⑤下テ
〔注釈〕

忠昌公江戸龍ノ口ノ邸ニテ祇園会御見物ノ事アリシニ、御屋敷前ニ材木ノ積アリシ上ヘ、見物ノ貴賤攀ヨシ登リ、御目通ノ障リトナリシ故ニ、警固ノ足軽棒ヲ振テ是ヲ制ス、皆々恐レテ立退ク、時ニ袴・羽織ヲ着シ羅笠ヲ引カヅキ、一僕ヲ具シタル侍アリ、俱ニ下テ立去シガ、立帰リ、羅笠ヲヌギ、足軽ニ向テ云、我ラ汝ノ輩カ棒ニ恐レテ立去ニアラズ、御目通ヲ恐ル、ノミト云テ去、其アリサマ長高クシテ髪シケアリ、威有テ猛ナラズ、容貌堂々タリ、忠昌公亭中ヨリ御覽ナサレ、是尋常ノ人ナラズ、名ヲ尋ヌベシトテ、近習ノ侍ヲシテ追テ其性名ヲ問ハシメラル、名モナキ者ナリト答ス、謙退シテ答ズ、推テ是ヲ問、長谷川半右衛門ト云浪士ナリト答ス、近習ノ士帰テ此旨ヲ申上ル、忠昌公再ヒ人ヲシテ是ヲ召テ云ク、仕官ノ望アルニ於テハ、召抱ラルベキトナリ、半右衛門諾ス、又禄

ノ望アリヤト問セラル、答テ云、臣兼テ千石ヨリ少禄ニテハ、仕官ノ望ナカリシカトモ、御家柄ナルヲ以テ、夫ヨリ少禄ヲ玉ハルトモ辞セジ、爰ニ於テ、八百石ヲ玉ハリ、即座ニ召抱ラル、果シテ武田ノ兵学ニ達スル士ナリ、忠昌公人ヲ知リ玉フ事神ノ如シ

〔現代語訳〕

前みられず。

忠昌公が江戸龍ノ口の屋敷にて祇園会を御見物されていたときに、御屋敷の前に材木が積まれていた上に、見物の群衆がよじ登り、忠昌の祇園会見物の邪魔になっていた。忠昌警護の足軽たちが棒を振って、見物の群衆を追い払った。見物の群衆たちは皆恐れて、積まれた材木の上から立ち退いた。その中に袴・羽織を着け羅笠をかぶり、一人の下僕を連れていた侍がいた。その侍も立ち去つたが、戻つて、羅笠を脱ぎ、足軽に向かつて「私はそなたの棒を恐れて立ち去るのではない。忠昌公の御目通りを恐れるだけだ」と言つて立ち去つた。その様子は背が高く鬚があり、威厳があつても獰猛ではない。容貌は堂々としていた。

忠昌公は亭の中からこれをご覧になられ、「これは並の人物ではない。その名を尋ねよ」と近習の侍に、その羅笠男の名を問い合わせた。男は「名乗る者ではない」とへりくだつて答えなかつた。近習の侍がそれでも押して名を聞いたところ、男は「長谷川半右衛門という浪士だ」と答えた。近習の侍は帰つてこのことを申し上げた。忠昌公は再び人を遣わして、この男を召して言うに「当方に仕官の望みがあるなら召抱えるが」と。半右衛門は仕官の望みがある返事をした。忠昌が「禄の望みはどれくらい欲しいか」と聞くと、半右衛門は「私は知行一〇〇石より少ない禄では仕官は望まないが、松平忠昌家のお家柄もあるので、一〇〇石より少ない禄を頂戴しても辞退しない」と言つた。そこで半右衛門は八〇〇石を賜り、すぐ召し抱えられた。

半右衛門は甲州流軍学に長けた侍であった。忠昌公が人を見る目があるのは神のようである。

(角 明浩)

中巻 第二話

一 加藤造酒之助後芦田ト改、或時兵学者何某ヲ呼テ、兵法ヲ講セシム、專ラ戦場ノ事ヲ解ク、老父宗月モ襖戸ヲヘダテ、是ヲキケリ、講談終リ、其人退去シテ後、宗月造酒之助ニ謂テ曰、汝軍法者ヲ招テ軍法ヲ学フト聞シ故ニ、軍法トテ講談スルハ如何ナル事ヲカ謂ト思ヒ、忍ビキ、シ処、ラチモナキ事トモヲ軍法トハ云モノカナ、誠ニ豈ノ上ノ理屈ヅメト云モノニテ、益モナキ事トモ也、凡戦場ノ勝負合トハ右ノ如キ手ヌルキ理屈ツメニテ行事ニアラズ、只其根本ハ、常々末々ノ者迄憐愍ヲ加ヘ、能思ヒ付ヤウニツカヒタテ、其者トモヲ馬ノ左右前後ニ引マトヒ、満円ニ備テ見カクル敵ヲ、少モ猶予セズ、其真只中ヘ打込時ハ勝ズト云事ナシ、我若キ時ヨリ、是ヲ以テ利ヲ得タリト語ラレシ、宗月ノ如キハ、学バズシテ兵法ノ意ヲ知ル者ナリ、古人ノ氣象可味、然シナガラ、若年ノ者宗月ノ詞ヲ悪ク心得テ、兵学ト云モノハ空言ノミニテ諺畊水練ト思フ事ナカレ、古ヨリ合戦ノ下稽古ト云モノハ無之事ナレバ、書伝ニ学フヨリ外ナシ、古ヲ師トシテ以テ往来ヲシル、故ニ呂望ハ渭水ノ辺ヨリ出テ王者ノ師トナリ、孔明ハ臥龍ノ草廬ニシテ天下ヲ三分スル事ヲ知ル、其外和漢ノ人傑匹夫ヨリ出テ將帥トナリシモノ勝テ計ガタシ、是皆書ニヨツテ席上ニ学フモノナリ、適軍ノ下稽古ト云ハ田獵也、山狩ハ士卒ノ進退ヲ習ハシ、長吏ノ指揮ヲ試ム、且年ノ豊凶民間ノ艱難ノモヤウヲシル、文武ヲ兼ルモノ也、人主トシテハナサデ叶ヌ事也

【校記】

①烟ヶ水練→⑤烟水練

【注釈】

○宗月：加藤宗月。上巻第一五話参照。○憐憫：憐れむこと。情けをかけること。○烟水練：水中ではなく、煙でする泳ぎの練習の意味で、実際には何の役にもたたない勉強や研究、議論。「畠の上の水練」に同じ。○呂望：中国の周の人。呂尚。渭水で釣りをしているところを、後の周の文王に見いだされてその軍師となり、文王、武王をたすけて殷を滅ぼして周の建国に寄与した。周の祖・太公が待ち望んでいた賢者という意味で、「太公望」の名で有名。兵法書の『六韜』の著者とも。○渭水：中国の黄河の支流。

呂望が釣りをしていたという河。○孔明：诸葛亮。「孔明」は字名。中国の三国時代の人物。隠遁していたが、劉備玄徳の招請に応じて仕える。劉備に、

北方の魏に対し呉と同盟して割拠する、いわゆる「天下三分の計」を説いて、蜀の建国に貢献した。劉備死後も度々魏を攻めるが、魏将・司馬懿仲達と五丈原で対陣中に病没した。○臥龍：伏している龍。『蜀志』诸葛亮伝によると、天に昇る勢いや能力を有しながら、いまだ世に知られていない人物である諸葛亮孔明を例える比喩として表現された言葉。○人傑：すぐれた人物。才知・勇気に秀でている人物。○匹夫：ひとりの男。身分の低い男。○將帥：軍隊を率いる指揮・統率する人。將軍。大將。○田獵：狩り。狩獵。○山狩：山奥に踏み込んで鳥獸を狩ること。○長吏：中国において比較的俸禄・官位の高い役人。○艱難：困難な目にあうこと。つらい目にあうこと。苦労。

【現代語訳】

義が終わり、兵学者が退いた後、宗月が造酒之助に言うには、「お前が兵学者を招いて軍法を学ぶと聞いたので、そつと聞いたところ、埒もない事を軍法と言うものだ。実に畠の上の理屈というもので、無益なものだ。そもそも戦場の勝負とはそのような手ぬるい理屈で決まるものではない。たゞ根本は、常に隊・備の下々の者にまで情けをかけ、思いのままに使ひ、その者たちを自分の馬の左右前後の引連れて円陣を組んで備え、見かけた敵に少しも猶予を与へずその真ん中に突撃すれば、勝たないということはない。儂も若い時よりこの方法で勝利を得てきました」と語った。加藤宗月のような者は、兵法を学ばずとも兵法の大意を知る者である。古人の気性を味わうべし。

しかしながら若年の者は宗月の言葉を誤つて理解して、「兵法」というものは空言のみで諺で言うところの「畠の水練」だと思つてはならない。古来より合戦の下稽古というものはないので、古人が書き残した書物で学ぶ他はないのだ。古きことを兵法の師として往来（物事）を知る。だから呂望は渭水のほとりから出て周の文王・武王の軍師となり、诸葛亮孔明は「臥龍」の庵にて天下三分の計をめぐらした。その他、中国や日本の優れた人物で、身分の低い者から將帥になつた者は数えればきりがない。これはみな書物により席上で兵法を学んだ者たちだ。

合戦の下稽古というのは狩りである。山狩は士卒の統率を習い上に立つ者の指揮を試み、その年の作物の実りが豊作か凶作か、また民たちの苦勞の様子を知るという、文武を兼ねたものである。人の上に立つ者としてしなければならないことである。

（角 明浩）

加藤造酒之助（後に芦田と改姓）が、ある時、兵学者の何とかという者を呼んで兵法を講義させた。その兵学者はもっぱら戦場での事のみを講義した。造酒之助の老父・宗月も襖の戸を隔ててこの講義を聴いていた。講

中巻—第三話

一山本清右衛門ハ甲州ノ士ナリ、武田家亡ビテ真田安房守ニシタガヒ上田表ノ勵、世人知ル處也、後、御家ニ來テ仕ヲノゾム、四百石ヲ以テ召抱ヘ玉ハントナリ、山本八百石ヨリ少知ニテハ仕ヘガタシト云テ事ナラズシテ去ル、何レノ所ニカ至ル時馬ヨリ落、片手ヲ疵ツケ大ニクルシム、秀康公此旨ヲ聞シ召シ、人ヲシテ解シメテ云ク、此疵平癒計リガタシ、終ニ不具トナランカ、然レバ何国ヘ赴クトモ高禄ヲ得ル事叶ヒガタカルベシ、高禄ヲ望ム両手アルヲ以テナリ、御家ニ止ルニ於テハ先ニ約セラレシ事ナレバ、仮令不具トナルトモ、四百石ハ相違ナク玉ハラン、能思慮スヘシト云シカバ、山本理ニ伏シテ終ニ御家臣トナル、後、右ノ疵毛瘻イエシ由語リ伝ヘシ

〔校記〕

①趣ク→⑤赴ク

〔注釈〕

○山本清右衛門：三〇〇石、本国甲斐（秀康給帳）。武田信玄や徳川家康、真田昌幸らに仕え、小牧・長久手の戦いや第二次上田合戦で活躍した（諸士先祖之記）。○真田安房守：真田昌幸。一五四七～一六一。安土桃山時代の武将で、真田信之や真田信繁（幸村）の父。○不具：体の一部に障害があること。

〔現代語訳〕

山本清右衛門は甲州出身の武士である。武田家が滅亡してから真田昌幸

に従い、上田の方で活躍していたことは世間の人気が知っているところである。後に御家に来て、仕えることを望んだ。御家は四〇〇石で召抱えようとした。山本は八〇〇石より少ない禄では仕えることはできないと言つて、仕えることなく去つた。山本はどこかに行つた時、馬から落ちて片手を負傷して非常に苦しんだ。秀康公はこのことをお聞きになり、人を遣わせて、山本に「この傷は治りがたく、最終的には身体の一部に障害が残るだろう。そうなれば、どこへ行つても、高い禄を得ることは叶わないだろう。高い禄を望むことは、両手が使えてこそできることである。本家にとどまるのであれば、先に約束したことがあるので、たとえ体の一部に障害が残つても、四〇〇石は間違いなく与えよう。よくよく考えるべきだ」と言つた。山本は説き伏せられて、最終的には家臣となつた。後に片手の傷も治つたと語り伝えられている。

（三好康太）

中巻—第四話

一雪吹喜左衛門ハ豪傑ニシテ生質異風ヲ好ム、七百石ヲ喰テ足輕大將タリ、慶長四年、秀康公石田三成ヲ佐和山ニ送リ玉フ時、瀬田

ニテ対面シ玉フ、互ニ從者五人ヲ以テ限ル、故に歴々ノ勇士、雜人に代テ供奉ス、喜左衛門其中ニ撰マレテ、御挾箱ヲ持シトナリ、御入国以後、孟夏ノ頃ハ喜左衛門極メテ九頭竜ウツヅレレ川ニ至ル、橋川ナリ其出立、水襦袴ヲ着シ、腰ニ吸筒ヲツケ、裸馬ニノリ、口付ヲモ連ズ、只一人行テ泳キヲナシ、盃ヲカタムケテ帰ル、其所今云舟其出立、カワダコ、クサヒヤム

ヲ今ニ喜左衛門淵トイヘリ

[注釈]

中巻 第五話

○雪吹喜左衛門：七〇〇石、御持筒組三五人、本国三河（「秀康給帳」）。高天神城の戦いで活躍しており、後に秀康に召し出されて結城から越前へと従っている（「諸士先祖之記」）。○異風：普通とは異なる風習や風俗のこと。
○石田三成：一五六〇～一六〇〇。安土桃山時代の武将。秀吉の死後、徳川家康との主導権争いに敗れ、慶長四年（一五九九）に居城の佐和山城に蟄居となつた。その際、秀康らによつて佐和山城まで護送されている（「国事叢記」）。○雜人：身分の低い人のこと。○挟箱：衣服などを入れて棒を通して担ぐ箱。○孟夏：夏の初め、初夏。○九頭竜川：現在の九頭竜川。

福井県の東北部を流れる。○舟橋川：九頭竜川の呼び名の一つ。○水襦袢：襦袢とは和装用の下着のこと。○吸筒：筒形の容器、水筒。○裸馬：人が乗るための鞍が置かれていない馬。○口付：口付き、牛馬の手綱を持つて歩く人のこと。口取り、あるいは口引きとも言う。○喜左衛門淵：詳細不明。

[現代語訳]

雪吹喜左衛門は豪傑で生まれつき普通とは異なる風習を好み、七〇〇石の禄をもらい、足軽大将であつた。慶長四年（一五九九）、秀康公が石田三成を佐和山城まで護送する時、瀬田で秀康公と三成が対面した。お互に従者は五人に限つた。そこで歴代の勇士が身分の低い者に代わつてお供の行列に参加した。喜左衛門はその中に選ばれて、挟箱を持つたという。秀康公が越前國へ入られた後、夏の初めの頃は、喜左衛門は決まつて九頭竜川、今で言う舟橋川に行つた。その身なりは水襦袢を着て、腰に吸筒を付け、裸馬に乗り、口付きを連れずに、ただ一人で行つて泳ぎ、酒を呑んで戻つてきたという。その場所を今では喜左衛門淵と呼んでいる。

（三好康太）

一井原番右衛門ハ兵学ヲ以鳴ル、四百石ヲ玉フ、光通公ノ寵、甚々厚シ、或時番右衛門ヲ召テ、戰法勝敗ノ事ヲ問セラル、番右衛門、御菓子ニアル所ノ大豆ヲ一握リ取テ、障子ニウツ、皆止リ落ル、又大豆十斗ヲ紙ニ包ミテ是ヲウツ、皆紙ヲ貫ヒテ彼所ニ落ル、爰ニ於テ云、勝敗ハ兵卒ノ和不和ニアリ、其一和一致ノ兵トスル者ハ主將ノ心ニアリト

[注釈]

○井原番右衛門：井原番右衛門頼文。生國は因幡で、初めは下石鍋次郎と名乗る（「姓名録」）。石高は四〇〇石（「光通給帳」）。義経流の軍学者で、典籍や書、詩歌にも通じていた（「越前人物志」）。寛永二〇年（一六四三）一二月に江戸で召し抱えられ、承応二年（一六五三）に軍師となつた（「福井市史 通史編二近世」）。貞享三年（一六八六）に七六歳で没した（「越前人物志」）。

[現代語訳]

井原番右衛門は兵学者として知られた人である。四〇〇石を賜り、光通公からの信頼も非常に厚かつた。ある時、光通公が番右衛門を召して、戦における勝敗の理について下問なされた。番右衛門は、光通公の御菓子にあつた大豆を一握り分取り、障子に向かつて投げうつたところ、全て障子に当たつて落ちた。今度は大豆一〇粒ばかりを紙に包んで障子に投げうつたところ、障子紙を貫通して遠くに落ちた。ここで番右衛門が言には、「勝敗は兵士たちがまとまつてゐるか否かに懸かっております。そしてまとまりのある兵士たちを作り上げるには、主将の心が肝心でござります」とのことである。

（山田裕輝）

中巻—第六話

一或時御泉水屋敷ニ於テ、軍役ノ帳面ヲ認ル事アリ、其方ノ役人、數日出ル、休息ノ間、古今ノ談話アリ、或人云、古ヘ、木曾義仲平家ヲ討時、鳴谷ニテ戦フ、平家ノ侍、高橋ノ判官進ンテ勇ヲフルウ、木曾方ノ若武者、入善ノ小太郎進テ高橋ト組ム、元ヨリ高橋ハ大力ノ剛者ナレバ、入善ヲ組布キ、首ヲカ、ントス、時ニ入善力伯父、南防治郎助來テ、上ナル高橋ヲ捕テ引伏セ、竟ニ頭ヲトル、入善計ラズモ助命スルト云ヘトモ、南防ト功ヲ争フ、直スクニ木曾ノ前ニ至リ、互ニ委細ヲノブル、木曾判シテ曰、入善若^(も)組事ナクンバ、南防高橋ヲ討事アタハジ、南防來ラズンバ、入善実ニ危カラニ、首ハ南防ニ付ラル、トノ玉ヒシヨシ、平家物語ニ出タリ、誠ニ南防ノ治郎ハ、味方ヲ助ケ、大剛ノ敵ヲ討、旁^(カ)、其功大ヒナリ、今少シ重ク称セラルベキ也ト云、衆人尤ト同ズ、松波甚左衛門独キカズ、入善力功、南防カ上ニ出ベシ、子細ハ若年ノ者、大敵ヲモ恐レズ、先登ニ進ミテ、組討スル事、志甚タ南防ニ勝レリ、南防ハ若年ノ入善ヨリ跡ニアル事、其志オトレリ、入善ヲ見次タル處ハ甚タ功ト云ベケレトモ、人トシテ、目前甥ノ危キヲ見テハ助ケズンバ有ベカラズ、其上南防ヲ一ト称スル時ハ、士卒ノ銳氣クジケ、先登ヲ^(ソ)宗トセズ、人ニ譲リテ跡ヨリ出、人ノ勵キヲ介ケテ、功名トセント思フ如クナリ行時ハ、三軍ノ鋒先曲ルニ至ルベシ、然レバ、入善ヲ一、南防ヲ次トスベシト云、稍此論ツノリ、座中ニツニ分レ、互ニ屈伏セザル事数日、南防ヲ一ト

〔注釈〕

○御泉水屋敷：福井城舎人門の近くにあつた福井藩主の別邸。成立時期に

称スル方、次第二党多クナリ、入善ヲ一トスル者、始終松波一人ナリ、皆云、井原番右衛門ニ問テ是非ヲ正サント、番右衛門翌日至ル、衆人右ノ旨趣ヲ審カニ演ル、是非ヲ訂セト乞、松波一人敢テ乞ズ、時ニ番右衛門ガ云、先以、各年若キ輩、仮初ノ物語ニモ、如此穿鑿ニ及ブ事、感ズルニアマリアリ、夫ハサテヲキ、我等常ニ不審ニ存スル事アリ、今幸ニ各ノ評ヲ承ラン、諸皆々知リ玉フ通り、士農工商ハ天下ノ重宝ナリ、其内ニモ士農ハ別シテ宝トス、然ルニ農民ハ、春夏秋冬、日夜手足ヲ勞シテ、上一人ヨリ下万民ヲ養フ、是ニ超タル宝ハ尤不可有、士ハ其身相応ノ禄ヲウケ、衣食住ヲ安ンジ、手足ノ勞モナクシテ、安樂ニ居ナガラ、右ノ如ク尊キ農人ノ上ニアル事、不審ノ至リナリ、我等存ニハ、農士工商トスベキ事ナリ、各ハ如何思ヒ玉フト云、皆口ヲ揃ヘテ云、是ハ先生ノ詞トモ覺ヌモノ哉、凡士ハ、身命ヲ捨て、國祿尊体ニ報スルノ志アルヲ以貴トス、何ゾ手足ヲ以テ功ヲナスノ農民トモニ論ゼンヤト云、番右衛門手ヲ打テ、サテモ今初テ發明シタリ、然ラバ士ハ、弥志ヲ以テ四民ノ上ニ立ニ極リシヤト推テ問、皆其通リナリト答フ、ソコニテ、番右衛門サテハ論義決シタリ、先ニ問玉ヒシ、入善ト南防トハ何レカ志マサレルヤト問、皆々辭ナクシテ心伏ス、井原氏ノ才智、衆人ノ及フ所ニアラズ、松波モ、武田ノ兵略ヲ学ヒテ、是非ヲ能ワキマヘタル人也

ついては明らかでないが、元は福井藩の重臣永見右衛門の屋敷地であり、永見氏が二代藩主松平忠直に成敗されたり藩主の別邸になつたと伝わる。○鳴合：成合のこと。現在の石川県加賀市篠原町周辺の柴山渴と海岸に挟まれた辺りか（『日本歴史地名大系 石川県の地名』平凡社、一九九一年）。○高橋ノ判官：平家の侍大将である高橋長綱のこと。篠原の戦いで義仲軍と戦い、落命した（『平家物語大事典』東京書籍、一二〇一〇年。以下『平家物語大事典』）。○入善ノ小太郎：入善行重のこと（為直もしくは安家とも）。越中国の武士で、宮崎太郎の嫡子。現在の富山県下新川郡入善町を本領とし、義仲の挙兵に応じてその陣営に加わったとされる（『平家物語大事典』）。○南防治郎：宮崎太郎の弟である別府為重のこと。『源平盛衰記』では南保二郎家隆とする（『平家物語大事典』）。○松波甚左衛門：松波甚左衛門正雄。はじめは桜井と称す（『諸士先祖之記』）。石高は一五〇石。延宝七年（一六七九）一二月二一日に「御右筆被召出」れ、貞享二年（一六八五）七月二九日に「御家老中御用被仰付」てゐる（『藩士履歴』）。

〔現代語訳〕

ある時、御泉水屋敷で軍事力動員の帳面を作成することになり、役人たちは数日の間御泉水屋敷に出勤することとなつた。その休息中、古今についての物語りとなつた。

ある人が言うには、「かつて、木曾義仲が平家を討伐したとき、鳴合といふところで戦となつた。平家の侍で高橋の判官という者が戦場に進んで勇猛果敢に戦つていた。そこに木曾方の若武者である入善小太郎が、自ら進んで高橋と組み合つた。もとより高橋は大力を誇る剛の者であり、入善を組み敷いて首を搔き取ろうとした。その時、入善の伯父である南防治郎が助けに入り、入善の上にいた高橋を捕えて引き伏せ、ついに首を討ち取つた。入善は思いがけず命を救われたが、南防治と高橋を討ち取つた功を争つた。一人はすぐに義仲の前に出て、互に詳細を陳述した。義仲が言うには、入

善が組み合つことがなければ、南防治は高橋を討ち取ることはできなかつた。また、南防治が来なければ、入善の命は危うかつた。首を討つた功績は南防治に付けられるべきであろうと裁定した、との話が平家物語に記されている。まことに南防治郎は味方を助けて、すぐれて強き敵を討つた。その功績は大であり、もう少し重く称賛されるべきである」と言つたところ、多くの人がもつともである、と同意した。しかし松波甚左衛門が一人だけ同意しなかつた。「入善の功は南防治の上とするべきである。その理由は、年若き者が大敵を恐れずまっさきに敵陣に切り入つて組み討ちをしたこと、その志はまことに南防治よりもまさつてゐる。南防治は年若い入善より後に続いたのであり、その志は劣つてゐる。入善に助勢したことはまことに功とすべきだが、人として目前の甥の危機を見て助けないなどあつてはならない。その上、南防治の功を一等としたならば士卒の銳氣が挫け、先陣を重んぜず、人に譲つて後から出て、人を助けることで功名とするようになれば、全軍の戦意が鈍つてしまふ。それゆえ、入善を一等とし、南防治を次点とすべきである」と発言した。いくぶんかこの論が強くなつたため、座中は両論に分かれ、互に承伏しないまま数日が過ぎた。すると南防治を一等とする者が次第に多くなり、入善を一等とする者は松波一人となつてしまつた。そこで皆からは、「井原番右衛門にその是非を正していただき」との意見が出た。

番右衛門が翌日やつてきたところ、多くの人が右の趣旨を述べ、是非を正していただきたいと乞うた。松波は一人だけ乞うことを行なかつた。その時に番右衛門が言うには、「まず年若き皆々が、その場限りの事ながらこれまでに物事を究明しようとする姿勢に対し、まことに感心している。それはさておき、私は常日頃から疑問に思つてゐることがある。良い機会であるので、皆の意見を承りたい。さて、皆が知つてゐる通り、士農工商は天下において大切な宝物である。その中でも、士と農はとりわけ宝とされている。農民は春夏秋冬を問わず昼も夜も手足を働かせて、上には君主

を、下には多くの民を養つている。これを超えるような宝は他にはあるまい。士は身分相応の禄を受けて衣食住を保障され、手足を働かせることもなく安樂に暮らしているにも関わらず、右のように尊き農人の上に位置していることは疑わしきの極みである。私は農士工商とすべきと思うが、皆の意見はいかがだらうか」と述べた。皆は口を揃えて言うに、「これは先生のお言葉とも思えませぬ。およそ士は命を捨てて國からの禄と君主に報いる志を持つてゐるからこそ貴いとされているのです。どうして手足を働かせて功を為す農民と同列に論じられましようか」と述べた。番右衛門は手を打ち、「いやまったく今初めて考え至つた話である。そうであるならば、士とは確かに志によつてあらゆる人びとの上に立つと決まつてゐるのか」とさらに問うた。皆は「その通りにござります」と答えた。そこで番右衛門は、「それならば議論は決した。先ほど質問された、入善と南防とはどちらの志がまさつてゐるだらうか」と問い合わせた。皆は言葉もなく服従した。井原氏の才智は常人の及ぶところではない。松波も武田流の軍学を学び、ものごとの良し悪しをよくわきまえた人である。

(山田裕輝)

中巻 第七話

一市橋軍兵衛ハ子孫団野ト刀柔ノ術を以テ四海ニ鳴ル、二十五歳ノ時、諸国修行二出、山城国鳥羽縄手ヲスグレ、夜盜アリ、軍兵衛ガ前後ニ囲ム、軍兵衛数人ヲ切捨、一人ヲ搦ム、小者熊藏ト云モノ、能効テ死ス、時ニ京都ノ所司代板倉侯ヨリ證拠状ヲ軍兵衛ニ

玉フ

今月十七日之夜於鳥羽阡大勢之剛盜ニ出合其場ニ而八人打留内壦人召捕此方江相届候其方若輩其上為牢人故其處不審ニ存色々遂吟味候處洛中洛外無其隠強盜ニ相極リ候其方勧神妙之致方前代未聞感入候於其場其方草履取蒙手疵相果候ニ付世上之聞も如何と度々被申断候ニ付為證拠如此候謹言

九月廿三日

板伊賀守 在判

市橋軍兵衛殿

右ハ寛永元年ノ事也、後年御家へ來リ、門人尤多シ、又或時、軍兵衛勤番ノ留守ニ、夜更テ召ツカヒノ男女皆臥ス、軍兵衛ガ妻女ヒトリ奥ニ入りテ歯ヲクロメ鏡ヲ見シニ、後ニ引廻シタル屏風ノ上ヨリ男ノ見越顔鏡ニウツレリ、妻女少モ其色ヲ起サズ鉄汁ヲツケシマイ、屏風ヲ以テ壁ニ押付ル、果シテ賊アリ大ニサハグ、下女驚キ起キテ其故ヲ問フ、妻女カ云、先下男ヲ呼ブベシ、下女下男ヲ呼來ル、則下男ヲシテ盜賊ヲ搦メシメ、能階子ニ搦ミテ皆臥タリ、夜明ケテ軍兵衛帰宅シ此旨ヲキ、賊ヲ引出シミルニ能知レル者也、軍兵衛カ曰、汝何トテ如此ノ悪心ヲ起スヤ、若他ノ家ニ入バ即座ニ殺害セラレン、我方ヘ入りタレバコソ命ヲ助ケラレタレ、是汝ガ幸ヒナリ、此後心ヲ改メ惡業ヲナス事ナカレ、以來何方ニテモ惡事ヲナスト聞カバ、我レ尋求メテモ殺サン、必慎ムベシ、サヅ宵ヨリ飢エツラン先ツ食事ヲナスペシトテ食ヲ喰ワシメ返ラシム、賊是ヨリ惡業ヲ止ルト云ヘリ

【校記】

①京都ノ所司→⑤京都ノ所司代

【注釈】

○市橋軍兵衛：団野万右衛門定吉。「諸士先祖之記」に「団野万右衛門定吉 本国生國共美濃 姓藤原 初名市橋軍兵衛」とあり、軍兵衛の武勇（本挿話）を聞き及んだ松平忠昌に五〇〇石で召し出され、本人に三〇〇石、甥の市橋小膳に二〇〇石を下されたとある（市橋小膳の名は給帳ほかには見えない）。さらに団野万右衛門定吉から連なる二系統の団野家が記されている。一方は子・市橋孫平治が跡を継ぎ（光通給帳「一百五拾石 団 孫平次」か）、孫・市橋孫平治（綱昌給帳「三百石 市橋孫平次」と統いたが、貞享の大法で暇を下された（半知ニ付家中減員覚書）に「貳百石 市橋孫平治」）。もう一方が「子孫団野ヲ号ス」の系統で、慶安四年（一六五二）に団野軍兵衛定直が知行を配され（光通給帳）に「一百石 团野軍兵衛」、その後も綱昌の代（綱昌給帳）に「一高百石 団 軍兵衛」を経て元禄一〇年（一六九七）に団野万右衛門定好が跡目を継ぎ、幕末まで統いていく（藩士履歴）。この団野家は「柔師」「流儀之柔師役」を務め（藩士履歴）、『国事叢記』正徳五年（一七一五）六月七日条「於福井御本丸 武芸御覽」の名列にも団野の名がみえる。○刀柔：刀と柔術か。「諸士先祖之記」では市橋軍兵衛が会得した武術は「柔氣ノ術」と記され、『続片聲記』では「新影流之達人」でありかつ「柔氣流」を会得したとある。○鳥羽：京都の南の洛外、鳥羽郷。現京都市南区上鳥羽、伏見区下鳥羽。○縄手：畳（なわて）。田んぼと田んぼの間の道。人気のない一本道。○京都ノ所司代：京都所司代。江戸幕府が京都に設けた出先機関の長官で、朝廷・公家・社寺に関する庶務、京都および周辺諸国の司法・民政を担当した。○板倉侯：板倉伊賀守。ここでは、勝重・重宗のいづれかと考えられる。板倉勝重。一五四五～一六一四。徳川家康に仕え、天正一四年に駿河の町奉行、一八

年の家康の関東移封の際には江戸町奉行ならびに関東代官を務める。以後、京都奉行を経て慶長八年に京都所司代に就任。元和六年（一六二〇）に京都所司代を息子の重宗に譲つて退任。寛永元年没。板倉重宗。一五六六～一六五六。板倉勝重の長男で、寛永元年当時の京都所司代。父・板倉勝重とともに能吏として知られる。元和六年、父・勝重の跡を継ぎ京都所司代となつた。下総関宿城主。○洛中洛外：京都の市街地と郊外。○右ハ寛永元年ノ事也：「諸士先祖之記」にも鳥羽縄手での挿話が記されるが、軍兵衛の強盗退治と京都所司代・板倉公からの証拠状の時期は示されず「後水尾様御宇寛永元年參内被仰付、天下無双之号ヲ被成下」として寛永元年（一六一四）は參内と勅印を受けた年とされる。『続片聲記』の「柔氣流 市橋萬右衛門定美」の項にも同じく軍兵衛の挿話があり、時系列は「諸士先祖之記」と同様である。市橋軍兵衛の京都での強盗退治と板倉公の証拠状が本文の通り「寛永元年ノ事」であれば、「板倉公」は（元和六年に京都所司代に就任した）重宗を指す。しかし、「諸士先祖之記」にある通り寛永元年が「御水尾天皇に參内して天下無双の号を受けた」年であれば、強盗退治の時期はそれ以前と考えられるため重宗の父・勝重の可能性もある。ちなみに、『福井市史 資料編4』では、「（勝重）」と注記している。○勤番：交代勤務。○歯ヲクロメ：「歯黒め」。鉄漿（お歯黒）をつけること。

【現代語訳】

市橋軍兵衛（子孫は団野と号している）は、刀（剣術）と柔術で広く知られていた。一五歳のとき、諸国修行に出て山城国鳥羽で人気のない道を歩いていたところ、夜盗が軍兵衛の前後を囮んだ。軍兵衛は数人を切捨て、一人を捕まえた。小者で熊藏という者があり、よく戦い、死亡した。そのときに、京都所司代の板倉候から軍兵衛に証拠状をたまわった。

今月一七日の夜、鳥羽のあぜ道において、大勢の剛盜に合い、その場にて八人を打ち取り、そのうち一人を召し取りこちらへ届けた。そち

らがまだ若いうえに牢人のため不審に思い、いろいろと吟味したところ、（召し取つて届けられた者は）洛中洛外に隠れもない強盗と判明した。そちらの働きは神妙であり、前代未聞のことと感じ入つた。その場でそちらの草履取が負傷し死亡したこと、世間の評判もいかがかと度々言われることもあるので、証拠のためこの通りである。謹言。

九月二三日

板 伊賀守 在判

市橋軍兵衛殿

右は寛永元年の出来事である。軍兵衛はのちに御家（越前松平家）に仕官した。門人がもっと多かつた。また、ある時、軍兵衛が勤務に就いて留守のとき、夜更けに召使の男女も寝静まり、軍兵衛の妻がひとりで奥に入り鉄漿（おはぐろ）をつけて鏡を見たところ、後ろに引きまわしてあつた屏風の上から男がこちらを見ている顔が鏡に映つた。妻は気が付いたことを少しも表情に出さずに鉄漿を付けおわり、屏風を壁に押し付けた。案の定、賊がいて大声で騒いだため、下女が驚いて起き出して理由を問うので、妻が「まず下男を呼びなさい」と言い、下女は下男を呼んで来た。すぐ下男に盜賊を縛らせ、しっかりと梯子に縛り付けてから皆は寝た。夜が明けて、軍兵衛が帰宅してこのことを聞き、賊を引き出してみるとよく知っている者だった。軍兵衛は、「お前はどういうわけでこのような悪心を起こしたのか。もし、他の家に入つていれば、即座に殺害されていただろう。我が家に入つたからこそ、命を助けられたのだ。これは、お前にどうて幸いだつた。この後、心を改めて悪行をなすことのないようにしろ。今後、どこであつてもお前が悪事をなしたと聞いたならば、自分は探し求めてでもお前を殺す。必ず行いを慎むように。さぞ、昨晩から腹が減つただろう、まず食事をとりなさい」と言って、食事させて帰した。賊は、これより後は悪行を止めたという。

（瓜生由起）

中巻一第八話

一 雜賀新五左衛門ハ居合柔ニ妙ヲ得タリ、加州ニテ人ヲ害シ、逃レ來テ當國府中ニアリ、然ルニ加州ニテ害セラレタル者ニ男子二人アリ、年ヘテ府中ニ來リ雑賀ニ会テ讐ヲ報ハントス、雑賀カ云、我是迄存命セシハ幸ト云ベシ、今運極ソテ爰ニアヒヌ、何ゾ敵セント云テ、頭ヲ伸テ待ツ、二人力云、讐ナレバトテ士タル者死人同事ノ者ヲ討ハ、必不勇ノ名ヲトラン、曲テ勝負スペシト云、雑賀又云、必我言ヲ用ヨ、鬪争ニ及ンデ若我汝等ニ討レバ我力技藝ノ名ヲケガサン、然レハ鬪フ程ナラバ粉骨ヲツクシテ働クベシ、必ス汝ヲ返リ討ニセん、然ル時ハ、ナンヂラ本意ヲ遂サルノミナラズ、我モ又心ヨカラズ、首ヲ伸テ討スル時ハ、汝等年來ノ宿意ヲ達ス、我モ又失ナシ、両人強テキカズ、運ハ天ニアリ、我等運ツキテ討レハ死ヲ以テ孝ニ報ズベシ、決シテ雌雄ヲ争フベシト云、是ニヨツテ松森河原ニ出テ戦フ、雑賀カ働く盤石ヲ以テ鶏卵ヲ押スガ如ク、終ニ二人ヲ殺害シタリ、後東武ニ出ツ、芥川如水ト改名シテ市中ニ隠ル

【注釈】

○雑賀新五左衛門：給帳、「諸士先祖之記」「藩士履歴」には記載なし。小説家・長谷川伸の「敵討考」（『日本人と忠臣蔵（現代のエスプリ）』至文堂、一九七九年）に返り討ちの例として名が挙げられているが、典拠は示されていない。○妙を得る：ひじょうに巧みであること。○松森河原：現在の越前市松森町。日野川中流域（西岸）に位置する。○盤石をもつて鶏卵を押

す：四字熟語「泰山压卵（泰山をもつて卵を压す）」（強い者が弱い者を压倒することのたとえ）に類した意味か。○東武：江戸の別名。

中巻 第九話

〔現代語訳〕

雑賀新五左衛門は、居合と柔術にひじょうに巧みであったが、加賀国で人を殺害し、逃げて来て越前府中にいた。ところが、加賀で雑賀に殺害された者には息子が二人おり、成長して府中に来て雑賀に会い仇討ちをしようとしたところ、雑賀が言うには、「自分がこれまで存命したのは幸いと言るべきだろう。今、運が尽きて、ここで出会った。どうして敵対しようか」と言つて、頭を差し伸べて待つた。仇討ちに来た一人が言つた、「讐（あだ）だからといって、武士たるもののが死人同然の者を討つたのでは、必ず不勇との評判をとるだろう。どうしても勝負しろ」と言つた。雑賀はまた言つた。「絶対に私の言う通りにするのだ、闘争に及んでもし私がお前たちに討たれれば、私の技芸の名声が汚されてしまう。だから、戦うとなつたら、自分は粉骨を尽くして力の限り働くだろう。間違いなく、お前たちを返り討ちにする。その時は、お前たちが本意を遂げられないだけでなく、私もまた気持ちがよくない。首を伸ばして討たせた場合は、お前たちは年来の宿願を達し、私もまた失うものはない」と。二人は頑なにその言い分を聞かず、「運は天にあり、我らの運が尽きて討たれれば、死をもつて孝に報じよう、絶対に雌雄を争うべきだ」と言つた。これにより、松森河原に出て戦つた。雑賀の働きは盤石をもつて鶴卵を押すように圧倒的で、とうとう二人を殺害した。雑賀はのちに江戸に出て、芥川如水と改名して市中に隠れ住んだ。

（瓜生由起）

〔校訂〕

①ウツウテ→⑤歌フテ ①クサムラ→⑤叢 ①アラヒテ→⑤洗テ ①ウタヒ
↓⑤歌ヒ ①カウムルト→⑤蒙ムルト ①タスカリシ→⑤助リシ ①ナリ
シガ→⑤也シガ

一幕屋与右衛門ハ、幕屋大休ガ弟ニテ剣術ニ達ス、後江戸ニ出テ其名関東ニ鳴ル、或時吉原ニ至リ曉ニ及シテ日本堤ヲ帰ル、謡ヲ歌

フテ過ル時ニ夜盜七人出テ前後ヲ閉ム、与右衛門少モ驚カズ、ハケル所ノ皮履ヲヌヒテ腰ニツケ、短刀ヲ抜テ切ムズブ、臨機応変神ノ如シ、終ニ六人ヲキル、一人逃レテ叢ニ隠ル、与右衛門一人ヲノガシタル口惜サヨト独言シテ、短刀ヲ以テ叢ヲ突廻ル、賊背中ニ当ルト云ヘトモ声ヲ發セズ、爰ニ於テ与右衛門遠ク逃レタルト思ヒケルガ、田ノ水ニテ刀ヲヌケヒテ腰ニオサメ、足ヲ洗テ皮履ヲハキ、前ニ歌ヒ残シタル謡ヲウトウテ行、其音声前ニ少モカハラズ、叢ニ隠レシ賊ハ疵ヲ蒙ムルトイヘトモ命ヲ助リシ、本当國ノ産也シガ、是ヨリ心ヲ改メ、再ヒ當國ニ帰リ民トナル、後年此時ノ首尾ト、且後ニ聞バ幕屋ナリシヨシ、思ヒ出セハ身ノ毛モ立ヌルト人ニ語リケル

〔注釈〕

○幕屋与右衛門：幕屋宗八郎清房の次男、幕屋大休の弟。父清房に剣術を学び奥秘を極め、江戸に道場を開く。寛永頃、探入斎（狩野探幽）の絵画・外郎の蹴鞠・幕屋の兵法が江戸の三名物として評判となり有名。四〇余歳

に江戸にて死去（『全國諸藩劍豪人名事典』新人物往来社、一九九六年）。

○幕屋大休：一六〇九～一六八九。松田派新陰流の達人。名は清信、弥次右衛門、晩年は大休と称する。幕屋清房の長男。祖父清次は旧臣松田織部之助清栄より新陰流を相伝し、清房に伝授。清房はのち福井に移り、藩士杉田五郎兵衛に仕えた。清信は父清房に学ぶとともに、馬場新左衛門光家（旧臣馬場正長子）の越前訪問時に新陰流の奥秘を伝授され一家を成し、福井藩の劍術師範となる。清信の後は嫡子清勝の病身により弟貞清が流儀を継承したが、法を犯して（『続片聲記』では「勘氣を蒙り」）越前を追放。流儀断絶の危機に瀕したが、大休の門人横山藤八郎記章が流儀を継承し、以後横山家は福井藩の劍術師範役の家として確立した（『続片聲記』『全國諸藩劍豪人名事典』）。

○吉原：現東京都台東区。江戸幕府の公許遊廓地。元和三年（一六一七）に散在していた遊女屋を葺屋町東隣（現中央区日本橋人形町）に集約（「元吉原」と呼称）。その後徐々に拡大していくが、江戸町整備・明暦大火の類焼により、明暦三年（一六五七）八月浅草千束村（現台東区千束）へ移転（「新吉原」と呼称）。○日本堤：源東京都台東区浅草七丁目から三ノ輪に至る土手通り。吉原の浅草移転後に吉原通いの道となり、「吉原土手」・「土手八丁」と呼ばれていた。

〔現代語訳〕

幕屋与右衛門は幕屋大休の弟で、剣術に優れていた。のちに江戸に出て、その名は関東に知れ渡った。

ある時吉原に赴き、夜中になり日本堤を通つて帰宅していた。謡をうたいながら通過した時に夜盗七人が出て来て、与右衛門の前後を取り囲んだ。与右衛門は少しも驚かず、履いていた皮履を脱いで腰につけ、短刀を抜いて夜盗と切り合つた。臨機応変の行動は神の様であった。ついに六人を切つた。一人はその場を逃れて草むらに隠れた。与右衛門は「一人を逃した残念さよ」と独り言を言い、短刀を持って草むらを突いて廻つた。短刀が夜盗の背中に

あたつたが、夜盗は声を発しなかつた。故に与右衛門は夜盗が遠くに逃れたと思い、田の水にて刀を拭つて腰に納め、足を洗つて皮履を履き、先程の謡をうたいながらその場を立ち去つた。その音量は前と少しも変わらなかつた。

夜盗はもともと越前国の生まれであつたが、この時より改心し再び越前国に戻り、民となつた。後年この時の顛末と後に聞いた所によると、幕屋与右衛門の事だと思い出し、身震いしたと人に語つた。

（田中丈敏）

中巻第一〇話

一荒川彦太夫トトロト号スハ鎗術ニ達ス、曾カツテ放鷹コトノ術ニ長ズ、其生質異風也、吉品公ノ寵甚厚シ、放鷹每ニ供奉セズト云事ナシ、年老テ御秘藏ノ馬ヲ玉ハリ、馬上ニテ供奉スル事ヲユルサル、或日鷹狩ヨリ入ラセ玉フ時、吉品公ト馬ヲ並ベテ供奉ス、御帰殿シ玉ヒ彦太夫ヲ召テノ玉ハク、汝馬上ニテ供スルハユルス所ナレバ、引下リテ来ルベシ、我ト立並ヒテ騎時ハ、門番ノ足輕ナド軽キ者ノ事ナレバ、我ト見アヤマツ事モアルベシ、以後心ヲ付ヘシトノ玉フ、彦太夫ガ云、大将タル人傍ニ馬上ノ者ナキ時ハ、何ソ急用アル時指支アリ、以後トテモ如此ト云テキカズ、或ハ御泉水工成セラル、時、彦太夫ガ門前ヲワザ態ニ通ラセラレ、門ヨリ彦太夫ヲ召セラレ、只今泉水屋敷ニ至ル間、汝早ク來ルベシトノ玉フ、彦太夫答テ云、只今御侍共鎗ノ修行ニ参リ居レバ、急ニ御供仕リガタシ、稽古終

リナバ御跡ヨリ参ルベシト申上シ、又或時屋代筋水鳥多相見ユル

ニヨリ、明日五ツ時御出ナサルベキ旨仰出サル、彦太夫命ヲ受ナ

ガラ夜深二出、屋代筋へ晨ニイタリ鷹ヲツカウテ帰ル、獲物尤多

シ、後シテ吉品公成セラル、ト云トモ鳥一向居ズ、興ナクシテ直

ニ帰ラセラル、是必彦太夫ガ仕業ナルベシトテ大ニ怒リ玉ヒ、彦

太夫ヲ召テ甚罵リ玉フ、彦太夫イカゞ思ヒケン、御前ヲ立、直ニ

府中辺ニ立退ク、吉品公大ニ驚カセ玉ヒ、人ヲシテ召玉ヘトモ、

病氣・保養ト号シテ帰ラズ、竟ニ御側武頭飯沼官兵衛ニ命シテ、

召帰シ玉フ、飯沼ガ書簡、左ニ記ス

尚々、殊更御念比之御意共ニ候、中々不被述筆頭候、急々御越可然存候、此返事御覽被為成候にて可有之候まゝ、其段御心得御報可被成候、態飛脚遣申候との御返事可被成候、いやと被申候とも、其方之事御はなし被為成間敷旨御意ニ候まゝ、急々先日之御書中之通も以使申入候、御返事可被申上候、以上

一筆令啓達候、昨日屋代江御鷹野ニ被為成、御手前儀御尋被為成候故、府中へ腹中為養生罷越候と申上候得ハ、拙子方々態飛

脚遣可申遣段ハ、彦太夫御奉公ニ不罷出候内ニ御鷹野ニ御出ニ被為成間敷旨御意ニ候、左候得ハ御慰ひしと無之候間、其段内藏之助殿御聞候ハ、腹立可被成候、第一御鷹野ニ其方不被罷出

候内御出不被為成候へハ、もつたひもなき御事ニ候間、急々罷越可然旨申遣候へとの御意ニ候間、無御油断御養生候て、早々罷

御越可然候、恐々謹言

九月廿六日

飯沼官兵衛
在判

荒川彦太夫様

尚々、少も早く罷出候様ニと被為思召候旨、少成とも能候は、早々御越御尤存候、先日之御返事も御覽被為成候、此返事も御覽可被為成旨、其心得可有之候、以上

以飛脚申達候、御手前氣色如何候や、御意被為成候ハ、彦大夫御奉公ニ不罷出候内ハ、三国え御泊り御鷹野ニも被為成御座間敷旨御詫ニ候間、早々被參可然存候、拙者方々急ニ罷出候様ニ可申遣旨ニ候、我等存候ハ、先日之御返事之文言偽とも存候ハ、佐久間治部右方又ハ其方一類申、早く御奉公ニ罷出候えとせつき申候由ニ候へ共、へんくと其元ニ養生とて被居候、其方故ニ三国えの御泊り御鷹野御延被為成義、扱々為其方ニハ冥加之ほともおそろしく存候、早々御越可然存候、恐惶謹言

十月四日

飯沼官兵衛
在判

荒川彦太夫様

〔校訂〕
①指ツカエアリ→⑤指支アリ ①御侍トモ→⑤御侍共 ①被為成にて→⑤

被為成候にて ①御出ニ為成 ⑤御出ニ被為成 ①少成とも御覽被為成候、此返事も御覽可被為成候間、其心得可有之候 ⑤少成とも能候は、早々御越御尤存候、先日之御返事も御覽被為成候、此返事も御覽可被為成旨、其心得可有之候。

〔注釈〕

○荒川彦太夫：荒川高吉。本国下野、生国越前、姓不知、のちにト順（法号徳岸ト順居士）。父荒川四郎大夫重正は忠直代から仕えていたが、故あつて暇を願い敦賀に蟄居。慶長十九年（一六一四）一二月の大坂冬の陣の際、本多富正より軍勢を借り参陣するものの討死、享年二九歳、葬地は府中金剛院（後に福井孝顯寺へ改葬）。高吉（『稿本福井市史 下』福井市、一九四一年は重正の養子とする）は父の由緒により富正から合力を支給され仕えていたが、光通代の寛文元年（一六六一）に福井藩士となる（『諸士先祖之記』「越藩諸師家由緒記」）。五〇歳の時大番組二〇〇石、延享年中一〇〇石加増（都合三〇〇石）、貞享の半知により一五〇石に減封。元禄二年（一六八九）八月一日死去、享年八〇歳、葬地孝顯寺。神道流（本間流）鎗術師範。同流は飯篠長威入道から始まり、塙原前土佐守・塙原新左衛門尉・塙原ト伝。本間勘解由左衛門尉と受け継がれ、高吉はその次の本間外記重成より伝授。

同じ頃越前に薙刀の達人穴沢次郎八が訪れ、闘技して勝利したとする逸話もあり。高吉の後は安太夫重次・彦太夫重増・团次郎武之と、代々荒川家は藩の鎗術師範役を務める家柄として確立（『越藩諸師家由緒記』）。○屋代筋：現福井市日野川下流右岸・足羽川下流左岸に位置。「名蹟考」には、足羽杜庄七村（東下野・西下野・殿下塙「福」・訣語園「門前」・若杉・加茂河原・小山谷）に福井城下石場町組・神宮寺町を加え、「今此辺をさして矢代筋と唱ふ」とある。特に加茂河原村の加茂山・奥山は藩の坂鳥場に指定され、沼・湿地から飛び立つ鳥を山・丘の上で待ち、柄のついたY字型の網で捕獲する「坂鳥（打）」が行われていた。また『福井藩史事典』（三四・

〔現代語訳〕

荒川彦太夫（後にト順と改称）は鎗術に優れていた。以前から放鷹の術にも長けていた。その気質は普通とは異なっていた。吉品公に大変気に入られ、放鷹ごとに供奉しないことはなかつた。年老いて吉品公の秘蔵の馬を下賜され、馬上にて供奉する事を許された。

ある日駒狩りの帰路時に、彦太夫は吉品公と馬を並べて供奉した。帰殿後吉品公は彦太夫を呼び、「馬上にて供奉する事は許したが、入城時は自分よりも引き下がつて供奉すべきである。自分と並んで騎馬すると、門番の足軽などの軽き者は自分と見間違える事もある。今後気を付けるように」と述べた。彦太夫は「大将たる人の側に馬上の者がついていなければ、何か緊急の

鳥見頭（付）鷹匠・鶴匠）には、御鷹野場所の一つに「屋代筋加茂村」とみえる。なお同地の坂鳥打の様子は「名蹟考」に挿図があるほか、「福井藩十二ヶ月年中行事絵巻」（福井市郷土歴史博物館福井市春嶽公記念文庫）にも「九月加茂山坂鳥の図」と題された同様の図が存する。○飯沼官兵衛：一方正良（十郎右衛門弟）は祖父正休によつて幼少期より飛騨国宇都宮兵部の養子（三男）に遣わされ、「宇都宮四郎左衛門」と称していた。本家断絶により正休が正良を差し戻し、光通部屋住期より仕官（『諸士先祖之記』）。延宝四年（一六七六）養父官兵衛（正休？十郎右衛門？）跡知四〇〇石相続、貞享の半知により二〇〇石に減封、宝永四年（一七〇七）一〇〇石加増（都合三〇〇石）、正徳二年（一七一二）一〇〇石加増（都合四〇〇石）・奉行職任命、正徳四年（一七一四）奉行職免職（『藩士履歴』）。○内蔵之助：福井藩重臣本多家二代昌長。○佐久間治部右：佐久間治部右衛門。本多昌長家老。

事があつた時に支障がある。今後も同様に供奉します」と言つて聞かなかつた。

また吉品公の泉水屋敷御成の際、吉品公が彦太夫の家の門前を故意に通られ、門より彦太夫を呼び寄せ、「今から泉水屋敷に赴くので、そなたも早く来るよう」と述べた。彦太夫は「今から侍どもと鎧の稽古に行くので、急の供を務めることはできません。稽古終了後に泉水屋敷に参ります」と答えた。

またある時は屋代筋で水鳥が多く確認されたので、彦太夫へ「明日五ツ時（午前八時頃）赴くように」との吉品公の命があつた。しかし彦太夫は命を受けながら、深夜に出発し、明け方に到着して放鷹をおこない、多くの獲物を捕獲し帰宅した。その後吉品公が鷹狩りに赴いたが、水鳥が全くいなかつたため興醒めし、すぐに帰殿した。吉品公は「これはきっと彦太夫の仕業である」と大変怒り、彦太夫を呼んで大いに非難した。すると彦太夫は何を思つたか、吉品公の御前を立ち、すぐに府中辺に戻つた。吉品公は大変驚き、使いを派遣して彦太夫を呼び寄せたが、彦太夫は病氣・保養と称して戻らず、ようやく御側武頭飯沼官兵衛に命じて、呼び戻すことに成功した。飯沼の書簡を左に記す。

書状にて申し上げます。昨日吉品公が屋代筋へ鷹狩りに赴き、貴殿のことを尋ねられたので、「府中へ腹中養生のために戻つてゐる」と答えました。私よりわざわざ飛脚を遣わしたのは、吉品公から「彦太夫が奉公に出ない間は鷹狩りへ赴かない」とのお考えを承つたからです。貴殿が不在であれば御慰みにもならず、このことを聞けば本多昌長殿も立腹することでしょう。そもそも貴殿の不在が原因で、吉品公が鷹狩りに御出にならないということになれば恐れ多いことです。「急ぎ奉公に出ることが肝要である」との吉品公のお考えですので、十分養生し、早く奉公に出ることが重要です。恐々謹言。

九月二六日

飯沼官兵衛在判

一 南山空念法師ハ八飯村ノ産ナリシガ、十二三歳ノ時ヨリ荒川彦

「南越雑話」輪読会 「南越雑話」（五）

尚、これは吉品公の大変懇切なるお考えです。中々文章には尽しがたいです。急ぎ奉公に出ることが肝要だと思います。この書状の返事を、吉品公も御覧になるので、心得てお返事ください。「懇飛脚遣申候」との文言を入れて返事を書いてください。たゞ貴殿が嫌といつても、吉品公は貴殿を召し放つことはしない考えです。急ぎ先日の書状同様、使者をもつて伝えます。お返事ください。以上。

飛脚にて申し上げます。体調はいかがでしょうか。吉品公は「彦太夫が奉公出ない間は、三国へ泊りがけの鷹狩りにも赴くことはしない」とのお考えですので、早く奉公に出ることが肝要だと思います。吉品公は私より「急ぎ奉公に出るように彦太夫に伝えよ」とのことでした。私は先日の貴殿よりのお返事の文言は偽りだと思い、佐久間治部右衛門や貴殿の一類へ伝え、早く奉公に出るように催促しましたが、現在も長々と養生で府中に留まっています。貴殿が不在の間は三国へ泊りがけの鷹狩りは延引となり、貴殿にとつて恐れ多いことだと思います。早く奉公に出ることが肝要だと思います。恐惶謹言。

一〇月四日

飯沼官兵衛在判

荒川彦太夫様

尚、吉品公は「彦太夫が少しでも早く奉公に出てくるように」とのお考えです。多少でも快復すれば、早く奉公に出ることが肝要だと思います。吉品公は貴殿よりの先日のお返事も御覧になりました。この書状のお返事も御覧になるので、ご承知おきください。以上。

（田中丈敏）

中巻第一話

太夫ト順方ニ召仕フ、後寺本甚左衛門ト号ス、數年勤仕シ、槍術ヲ学ヒ鷹ヲツカウ、ト順寵愛深ク、君臣水魚ノ交リヲナセリ、ト順死シテ後仏道ニ入、諸國ヲ行脚ス、又權門ノ寵ヲウケテ六十餘州ヲ行脚スル事兩度、後年当国ニ皈り、赤坂山ニ觀音ヲ安置シ傍ニ住ス、貴賤群參ス、再ビ東郷南山ニウツシ玉ヒ、山林ヲ寄附セラル、

ト順の寵愛は深く、君臣は水魚の交わりを成した。ト順が死んだのち出家し、諸国を行脚した。また權門の庇護をうけて全国を行脚することが一度あった。後年越前国に帰り、赤坂山に觀音を安置してその傍らに住んだ。貴賤が觀音に多く参詣した。二度目に觀音を東郷南山に移し、山林を寄附なさつた。

(徳満 悠)

中巻—第一二話

〔注釈〕

○南山空念：俗名・寺本甚左衛門に同じ。『越前人物志』では「寺木」甚左衛門とある。『越前人物志』によると鷹狩りの最中に発心し、府中金剛院の朝泉和尚の弟子となつた。元禄三年（一六九〇）三月から諸国を回り、同六年（一六九三）には薩摩国河辺郡の日新寺で觀音を感得したという。越前に帰国後は花堂に庵を結んでそこに住んだとあり、場所は異なるが概ね本文とも合致する。享保一六年（一七三一）没。○八飯：現南越前町八飯。日野川左岸に広がる集落で福井藩領（『福井県の地名』）。○權門：官位高く権勢のある家柄（『日本国語大辞典』）。○六十余州：全国（『日本国語大辞典』）。○赤坂山：観音ヲ安置シ：『福井県の地名』によると、宝永七年（一七一〇）空念は肥前長崎で得た補陀落觀音を本尊とし、福井城下の赤坂町に觀音堂を建立した（『越前人物志』では花堂になつてゐる）。この觀音堂はのち享保三年（一七一八）、南山（東郷南山、福井市南山町）に替地を与えられ移転した。補陀落山普門寺を号し、福井藩主の帰依も厚かつたといふ。なお普門寺は現在も南山の地に残る。曹洞宗。

一 高田三郎左衛門ハ徒士タリ、武田ノ兵略ニ達スルヲ以テ、其門ニ遊ブ者若干、後騎士ニ列ス、少祿ヲ喰ムト云ヘトモ、威儀嚴重、常ニ玄関ヨリ出入ス、若党出テ送迎ス、家中ノ權門、兵法ヲ談セシニ為ニ是ヲ招クト云ヘトモ、駕ヲ以テ迎ヘサレバ至ラズ、然レトモ上下弥用ユ、或時中角河原ニ於テ、地雷炮ヲ試ムル、火ヲ移スノ時刻少クオソシ、暫アツテ火大ヒニ発ス、其勢ヒ山ヲ裂キ、河水逆登ラントス、皆人魂ヲ消ス、井原何某モ行テ見物ス、事終リテ三郎左衛門ニ謂テ曰、火薬ノ法調フト云トモ、火ヲ移スノ時刻相違セリ、惜ムベキ者カ、三郎左衛門答テ云、我ハ只火薬ノ分量得失ヲ試ルヲ以テ宗トス、此器ハ是敵千万人ヲ殺スノ器也、図ニナシ、

南山空念法師は八飯村の生まれで、一二、三歳のときから荒川彦太夫ト順に召し仕えた。のちに寺本甚左衛門と号し、数年間勤め、槍術を学び鷹を使つた。

〔現代語訳〕

①ツ子ニ玄冠→⑤常ニ玄関 ①タヽ→⑤ロ

〔注釈〕

○高田三郎左衛門：『藩士履歴』では四〇〇石と一〇〇石の二家の高田家に三郎左衛門の名前がみられる。ここでは石高、経歴からいつて後者を指すか。「吉品給帳」に一〇〇石。○徒士：江戸時代の武士の一身分、また武家の職名。徒、歩行とも書く。武士身分としては將軍・大名、大身の直参・

陪臣の家中にみられる、騎乗を許さない徒步の軽装（最下級、准士格）の武士を言う（『国史大辞典』）。○遊ぶ：他の土地に行って、その風景などを楽しむ、遊歴する、また行つて学ぶ、遊学する（『日本国語大辞典』）。○若干：多い（『日本国語大辞典』）。○威儀：立ち居るまい、姿、かたち（『日本国語大辞典』）。○若党：武家の奉公人。○中角河原：九頭竜川流域の吉田郡中角村（福井藩領）付近の河原か。○地雷炮：地雷の一種か。○魂を消す：非常に驚き怖れる、肝をひやす、たましいをひやす（『日本国語大辞典』）。○井原何某：井原源助（『吉品給帳』では二〇〇石）か。○器：器具、道具、什器（『日本国語大辞典』）。

〔現代語訳〕

高田三郎左衛門は徒士である。武田流の兵法字に精通していることもあり、その門下で学ぶ者も多かつた。後に騎士に列した。少様ではあつたが、立居ふるまいは厳格であり、常に玄関より出入りし、奉公人が送迎していた。家中の有力者が兵法を学ぶために三郎左衛門を招くときも、駕籠をもつて迎えなければ赴くことはなかつたが、家中ではかえつて重く用いられた。あるとき中角河原で地雷炮の試用がなされた時に、地雷炮に火を移す時間が少し遅く、しばらくして火が大きくなつた。火の勢いは山を裂き、川をさかのぼるほどであつたので居合わせた人はみな肝を冷やした。井原何某もその様を見物しており、事が落ち着いた後に三郎左衛門に言つた。「火薬を扱う方法を調べる目的であつたようだが、火を移す時間を間違えている、實に惜しいものだ」と。すると三郎左衛門が答えた。「私はただ火薬の量の

中巻—第一三話

（中村 賢）

違ひによる地雷炮の成否を試すことが目的だつた。この道具は多くの敵を殺すためのものである。思つたとおりに事が進み使うときは、私みずから火を地雷炮に移し、多くの敵を滅ぼすために、命をかけることを惜しまない。そのときは火を移す時間を間違えない」と。

眞田屋シキヲ清メ、床ニ掛物ヲカケ、花ヲイケテ奉行ニ渡シ、妻子ミナ駕ニノリ、馬ヲ牽カセ、槍具足櫃弓立美々シクシテ旅立ヌ、組ノ足軽六十人、別レヲ惜ミテ遠ク送ル、眞田再三辞スレトモキカズ、既ニ鯖江ノ岱ニイタル、眞田カ云、汝等ガ厚情謝スルニ処ナシ、去ナガラ何国迄送來ルトモ別ル、期ナカラシ、必此所ヨリ帰ルヘシ、若帰ラズンバ我モ又去ジ、爰ニ於テ皆帰ラントス、眞田悦ヒ、酒肴ヲ取出シテ宴ヲナシテ別レヲオシム、時ニ眞田席ヲ正シテ、諸人ヲ誠メテ曰、汝等能君ニ忠ヲツクセヨ、不忠ヲナシテ、アレコソ眞田ガ仕立ノ足軽トモノ仕業ヨト云ハル、事ナカレ、若左様ノ事アラバ、我泉下ニ赴クトモ、深ク恨ミトゼン、勿論武芸ノ修行ヲコタル事ナカレ、当秋日當ヲウタバ当リ付ヲ見セヨ、是我モモイナラント云テ、涙数行、諸人皆鳴ク、カクテ時刻ウツリ、

陽雲未ニ至リシカバ、互ニ後ヲ顧ミツヽ、南北工別レサル

[校訂]

①晦→⑤暇 ①趣トモ→⑤赴クトモ ①涙スコウ→⑤涙数行

[注釈]

○眞田五郎兵衛・幸寛。八〇〇石、うち三〇〇石守力三人、足軽六二人（「光通給帳」）。松代藩眞田家庶流の越前眞田家。光通死去後に福井を退去し（「国事叢記」）、正徳四年（一七一四）吉邦の時に帰参した（「諸士先祖之記」）。帰参後の石高は二〇〇石（明和以降は一五〇石）。○繼子マシマサ・ルニヨリ…光通には、正室国姫との間に子がなく、男子は側室の子直堅のみであった。そのため後継問題に国姫の実父松平光長が介入し圧力をかけられていたうえに、国姫が子の無いことを自責して自殺した。光通自身もこうした

苦境のなか、後継ぎに庶弟の吉江藩主松平正明を指名したうえで自害している。この後継問題はお家騒動に発展し、藩内が直堅派・正明派・正明の庶兄である松岡藩主松平昌勝派の三派に分かれて混乱していた。○吉江君：吉江藩主松平正明、のち福井藩主昌親・吉品（再封）。○当秋：光通の自害が同年三月で、昌親が同年五月には相続していることから、延宝二年（一六七四）の秋と推定。○陽靈：曜靈。太陽のこと。

[現代語訳]

眞田五郎兵衛は足軽大将で足軽六〇人の統率を任せられていた。常に威厳と慈愛をもつて足軽たちを指揮し、皆これによく従っていた。光通公がご逝去なされ、後継者がいらっしゃなかつたので、世間では、必ず同じ家筋の者が相続するだろと言われていた。五郎兵衛が友人に語るには、もし吉江君（松平正明）が相続なされたら、私は仕えないという。これは以前、正明公に対し不審に思うことがあつたためだという。しかし、やはり吉江君が相続なされた。これが吉品公である。

五郎兵衛は一旦口に出したことは破らず暇乞いをした。吉品公はその人柄を惜しんで暇乞いを許さなかつた。色々と言葉を尽くして引き止められたが五郎兵衛は聞き入れなかつた。そのため、吉品公は松平昌勝公に仲立ちを御頼みになられた。昌勝公は出福の折に、わざわざ眞田の屋敷の前を通られ、使いを出して眞田を召し出したが、眞田は、主君の不興を買つた身であり、貴人に会うことはできない、と言つて応じなかつた。使者を再三出しても眞田は出てこなかつたので、昌勝公は駕籠を下りられ、自ら門内に入つて眞田を呼び出した。眞田も固辞することができなくなり、禄を着用して対面した。昌勝公は言葉を尽くして説得された。眞田は「お家を相続された主君の制止さえ固辞したのに、ましてや主君の同苗とはいえ、他の主君の制止に、特に従うことはできないので、お許しいただきたい」と答えて、その決心は固かつた。昌勝公も仕方がなく、この旨を吉品公に

報告なされた。ここにおいて暇を許したが、それでもなお惜しまれること甚だしかつた。

真田は屋敷を清掃し、床に掛け軸を掛け、花を活けて奉行に引き渡し、妻子は駕籠に乗り、馬をひかせて、槍・具足櫃・弓などで飾り立て、旅立つた。組下の足軽六〇人は、別れを惜しんで遠くまで見送りをした。真田は再三断つたが足軽たちは聞き入れなかつた。すでに鯖江の山まで来てしまつた。真田は「お前たちの厚情には感謝するが、どの国までも見送りに来ていたら別れの時は来ないだろ。もうここで帰りなさい。もし帰らないのなら自分もまたここから動かない」と言う。こうして足軽たちも帰ることを決意した。真田は喜んで酒と肴を出し、宴を開いて別れを惜しんだ。その時、真田は居住まいを正して、皆を戒めて「お前たちはよく主君に忠義を尽くせ、不忠をなして、あれが真田の教えた足軽どもの行いだと言われるようなことが無いようになせよ、もしそのようなことがあつたら、私はあの世に行つたとしても、深く恨みを残すだらう、もちろん武芸の修行は怠るな、今年の秋に弓矢の的を射て、その記録を見せつけよ、私を思い出すよすがとなるだらう」と言い、涙を流した。皆も同じように泣いた。こうして時間が過ぎていき、午後二時ごろになると、互いに後ろを振り返りつつ、北と南に別れていった。

(齊藤昭徳)